

この書面は、ご契約中の商品の「ご契約のしおり・約款」につきまして、一部追加・変更となった内容が記載されておりますので、「ご契約のしおり・約款」本体冊子と併せてご一読いただき、大切に保管いただきますよう、お願いいたします。

保険法の施行に関する特則

アクサ生命保険株式会社

(この特則の適用)

- 第1条 この特則は、保険法施行前に締結された主たる保険契約（主たる保険契約に付加されている特約を含み、以下「主契約等」といいます。）に適用します。
2. 前項の規定により、この特則を適用した場合には、主たる保険契約の普通保険約款（主たる保険契約に付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、この特則に定めるところにより取り扱います。

(保険金等の請求手続きおよび支払時期)

- 第2条 保険金、給付金または年金（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金等の受取人は、主約款等に定める必要書類を会社に提出して、その保険金等を請求してください。
3. 保険金等は、前項の請求に必要な書類が会社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日。以下、本条において同じとします。）の翌日（主約款等に翌日と定めのない場合は、「会社に到着した日」に読み替えます。以下、本条において同じとします。）から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
4. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) 主約款等またはこの特則に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、主契約等の被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 保険料の払込免除の請求を受けた場合、会社は、第1項から第6項までの規定を準用します。
8. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、保険契約者または保険金等の受取人に通知をします。

(重大事由による解除)

- 第3条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約等を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または主契約等の死亡保険金（死亡保険金、死亡給付金その他の死亡給付を含みます。以下、本項において同じとします。）の受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人が、主契約等の保険金等（主契約等の死亡保険金を除き、保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) 主契約等の保険金等（保険料の払込免除を含みます。）の請求に関し、保険金等の受取人（保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 会社の保険契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によって主契約等を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由による保険金の支払または保険料の払込免除は行いません。もし、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときはその返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である場合、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、主契約等の被保険者または保険金等の受取人に通知をします。
4. 主契約等を解除した場合、解約払戻金があるときは、その解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金等の受取人による主契約等の存続)

- 第4条 保険契約者以外の者で主契約等の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による主契約等の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは主契約等の被保険者の親族または主契約等の被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等(主契約等の被保険者の傷害または疾病に該当することを支払事由とする保険金等の場合には、その保険金等を支払うことにより、その主契約等が消滅するものに限り)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。

4. 前項のほか、第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、生存給付金または特約満期保険金(更新を含む保険期間中にその支払いにより、その主契約等の保険料積立金が減少するものに限り、給付の名称の如何を問いません。以下「生存給付金等」といいます。)の支払事由が生じ、会社が生存給付金等を支払うべきときは、主約款等の生存給付金等の支払に関する規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 生存給付金等の額が第2項本文の金額に満たないとき

第2項本文の金額を当該金額から生存給付金等の額を差し引いた金額に改め、前2項の規定を適用します。

(2) 生存給付金等の額が第2項本文の金額以上であるとき

生存給付金等の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、生存給付金等の受取人に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。

5. 収入保障特約または新収入保障特約が付加された保険契約にこの特則を付加した場合には、第1回の特約の年金の支払額の限度で第2項本文の金額に満たないときは、主約款等の特約の年金の支払に関する規定にかかわらず、第1回の特約の年金に加え、第2回以後の特約の年金の支払に代えて、第2回以後の特約の年金の現価に相当する金額を一括して支払います。この場合、当該金額を特約の年金の支払うべき金額の限度とします。

(この特則の解約)

第5条 この特則のみの解約はできません。

(主約款等の規定の準用)

第6条 この特則に別段の定めのない場合には、主約款等の規定を準用します。

(個人年金保険に付加した場合の取扱)

第7条 この特則を個人年金保険に付加した場合、第4条(保険金等の受取人による主契約等の存続)第1項の解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過する日までに、年金支払開始日が到来する場合には、第4条(保険金等の受取人による主契約等の存続)の規定は適用しません。

(ガン保険または低解約払戻金型ガン保険に付加した場合の取扱)

第8条 この特則を付加した保険契約がガン保険または低解約払戻金型ガン保険で、かつ、被保険者がガン以外の事由で死亡した際に責任準備金を支払うとしている場合、第4条(保険金等の受取人による主契約等の存続)第3項中「保険金等の支払事由が生じ」を「被保険者がガン以外の事由で死亡し」に読み替えます。

附則

1. 第2条(保険金等の支払時期)は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が平成22年3月2日以後に生じた場合に適用します。

2. 第3条(重大事由による解除)は、平成22年3月2日以後に適用します。

3. 第4条(保険金等の受取人による主契約等の存続)は、同条第1項に定める解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。